

# 患者の皆様へ

## 当クリニックにおける医療安全対策の取り組み

### 【歯科外来診療医療安全対策加算1】

- ・当クリニックでは安全で良質な医療を提供し、患者さんに安心して治療を受けていただくために、十分な装置・器具を有しております。
- ・自動体外式除細動器（AED）を設置しており、医療安全に配慮しています。
- ・医療安全対策など、各種の医療安全に関する指針を構えています。
- ・緊急時には他の医療機関と連携し、医療安全に係る十分な体制を整えています。
- ・当クリニックは歯科外来診療安全対策加算1の施設基準を満たし、届出を行っています。また、日本医療機能評価機構が行う歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業に登録し、継続的に医療安全対策等にかかる情報収集を行っております。

### 【歯科外来診療感染対策加算1】

歯科外来診療における診療感染対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し研修を受けた者が常勤し、院内感染防止に努めております。使用した器具は、洗浄・消毒・滅菌を行っております。

### 【外来後発医薬品使用体制加算】

当クリニックでは後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品については十分な供給ができない状況が続いています。当クリニックでは、医薬品の供給不足等が発生した場合に医薬品の処方等の変更等に関しましては適切な対応ができる体制を整備しています。ただし、医薬品の供給状況によっては患者さんへの投与する薬剤が変更となる可能性があります。

## 【一般処方加算】

当クリニックでは後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品名（銘柄）ではなく、薬剤の成分をもとにした一般処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方をすることで特定の薬品の供給が不足した場合でも患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

<一般名処方とは>

「商品名（銘柄）」ではなく、お薬の「有効成分」を処方箋に記載することを言います。

なお、2024年度診療報酬改定によって2024年10月1日以降、長期収載されている医薬品（既に特許が切れている、または再審査期間が終了しており、同じ効能・効果を持つ後発医薬品が発売されている薬）について、診療費とは別に選定療養として、原則として医薬品の一部をお支払いいただくことになりました。ご理解とご協力をお願い致します。

## 【医療情報取得加算】

当クリニックはマイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関として以下の加算を算定しております。

患者様よりお預かりした受診歴、薬剤情報、特定健診情報等の診療情報は適切に管理・活用致します。

マイナ保険証を利用しない場合

マイナ保険証を利用した場合

初診時：医療情報取得加算1 （3点）

初診時：医療情報取得加算2 （1点）

再診時：医療情報取得加算3 （2点）

再診時：医療情報取得加算4 （1点）

※再診時は3か月に1回の算定となります。

**【明細について（明細書発行体制加算）】**

当クリニックは診療報酬の算定項目が分かる明細書を無償で交付致します。

明細書の発行を希望されない方は受付にお申し出下さい。

**【施設基準】**

\* 歯科外来診療感染対策加算 1

\* 歯科外来診療医療安全対策加算 1

\* 光学印象

\* クラウン・ブリッジ維持管理料

\* CAD/CAM冠・CAD/CAMインレー

**【物品の販売等であって患者から費用の支払いを受けるものに関する事項（当該費用の**

**支払いが法令の規定に基づくものを除く）】**

当院にて販売している歯ブラシ・歯磨剤・歯間ブラシ・デンタルフロス等の費用はご負担下さい。

ご不明な点は院長までご質問・ご相談ください。

芦屋歯科クリニック

医療安全管理者 原 悠子